

新

経営事項審査の手引き

令和7年2月改定版

前回からの主な変更点

- キャッシュレス決裁の案内を追記
- 技術職員の6ヶ月の雇用期間を確認する書類に、雇用証明書を追加
- 提出を省略できない書類に、基幹技能者講習修了証を追加
- その他文言修正(を、に変更など)

○ この手引きは、宮城県知事許可業者を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、各都道府県又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

○ この手引きの作成時以降に、申請に係る制度や取扱いの変更、その他記載内容の変更があった場合には、土木部事業管理課のホームページでお知らせいたします。申請の前に、ホームページも併せて御確認ください。

○ 特殊経審(合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等)の際は、事前に土木部事業管理課まで御相談ください。

○ 経営事項審査の結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、**申請受付後1か月程度で発送します。**有効期間が継続するよう、結果通知日から逆算して経営事項審査の申請手続きを終えてください。**提出書類に不足があり審査できない状態の申請は、次回審査日まで受付を延期することがあります。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられませんので、予め御了承ください。**

宮城県土木部事業管理課

旧

経営事項審査の手引き

令和6年1月改定版

前回からの主な変更点

- 技術職員の資格コードを更新(1・2級施工管理技士補の追加など)
- 雇用保険加入及び健康保険・厚生年金の確認書類を整理
- その他文言修正

○ この手引きは、宮城県知事許可業者を対象にしたものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可業者の経営事項審査については、各都道府県又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

○ この手引きの作成時以降に、申請に係る制度や取扱いの変更、その他記載内容の変更があった場合には、土木部事業管理課のホームページでお知らせいたします。申請の前に、ホームページも併せて御確認ください。

○ 特殊経審(合併時経審、分割時経審、譲渡時経審等)の際は、事前に土木部事業管理課まで御相談ください。

○ 経営事項審査の結果通知書は、ホームページで公開している審査日程のとおり、**申請受付後1か月程度で発送します。**有効期間が継続するよう、結果通知日から逆算して経営事項審査の申請手続きを終えてください。**提出書類に不足があり審査できない状態の申請は、次回審査日まで受付を延期することがあります。なお、結果通知までの期間の短縮には一切応じられませんので、予め御了承ください。**

宮城県土木部事業管理課

新

6. 審査手数料について

「**宮城県収入証紙**」または**支払済証**を収入証紙貼付用紙に貼付し、申請書に同封してください。

経営規模等評価手数料	8,100円＋1業種につき2,300円
総合評定値通知手数料	400円＋1業種につき200円

納入方法は、宮城県収入証紙による納入と窓口でのキャッシュレス決済の2種類です。キャッシュレス決済についての詳細は、**県HP**を御確認ください。

URL (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>)

【審査手数料早見表】

業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計
1	11,000円	1 1	36,000円	2 1	61,000円
2	13,500円	1 2	38,500円	2 2	63,500円
3	16,000円	1 3	41,000円	2 3	66,000円
4	18,500円	1 4	43,500円	2 4	68,500円
5	21,000円	1 5	46,000円	2 5	71,000円
6	23,500円	1 6	48,500円	2 6	73,500円
7	26,000円	1 7	51,000円	2 7	76,000円
8	28,500円	1 8	53,500円	2 8	78,500円
9	31,000円	1 9	56,000円	2 9	81,000円
1 0	33,500円	2 0	58,500円		

旧

6. 審査手数料について

「**宮城県収入証紙**」を収入証紙貼付用紙に貼付し、申請書に同封してください。

経営規模等評価手数料	8,100円＋1業種につき2,300円
総合評定値通知手数料	400円＋1業種につき200円

【審査手数料早見表】

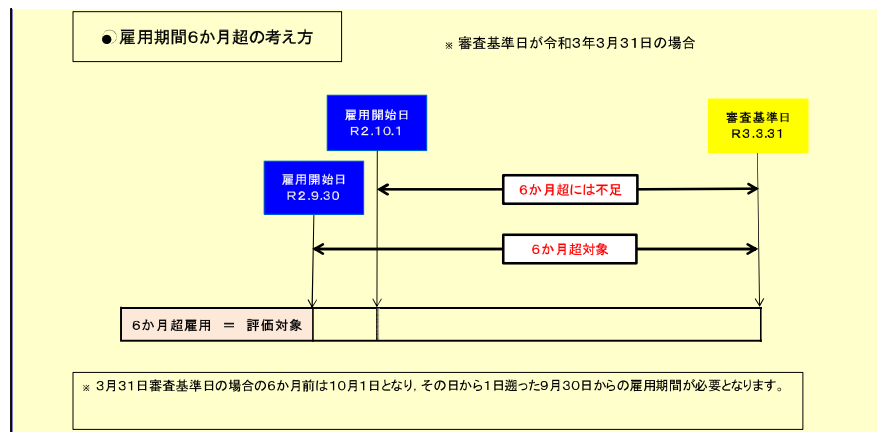
業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計	業種数	経営規模等評価 総合評定値通知 手数料の合計
1	11,000円	1 1	36,000円	2 1	61,000円
2	13,500円	1 2	38,500円	2 2	63,500円
3	16,000円	1 3	41,000円	2 3	66,000円
4	18,500円	1 4	43,500円	2 4	68,500円
5	21,000円	1 5	46,000円	2 5	71,000円
6	23,500円	1 6	48,500円	2 6	73,500円
7	26,000円	1 7	51,000円	2 7	76,000円
8	28,500円	1 8	53,500円	2 8	78,500円
9	31,000円	1 9	56,000円	2 9	81,000円
1 0	33,500円	2 0	58,500円		

新

確認書類

- ① 保有する資格を証明する書面（別表【資格証明書一覧】（24ページ参照））
 - ※ 前年申請から変更がある者、新規に掲載する者について提出してください。
 - ※ 前年から変更がない場合は提出を省略できます。

ただし、**監理技術者証と監理技術者講習修了証、基幹技能者講習修了証は省略できません。**
- ② 常勤性を証明するもの（下記のいずれか）
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（【42】で添付）
 - ※ 該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。
 - ※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。
 - ・ 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ
 - ・ 住民税の特別徴収に係る届け出又は役員給与等の内訳書
 - ※ 健康保険・厚生年金未加入者について、提出してください。
- ③ 6か月超の雇用期間を証明するもの（下記のいずれか）
 - ※ 新規に掲載する者について提出してください。**前年から変更がない技術者は不要です。**
 - ・ 健康保険被保険者証（記号・番号・保険者番号を黒塗り）
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 - ・ 役員給与等の内訳書又は賃金台帳及び出勤簿を審査基準日を含む7か月分
 - ・ **所属企業の雇用証明書の写し（任意様式）**
- ④ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（62ページ参照）、就業規則又は労働協約
 - ※ 対象者がいる場合のみ。

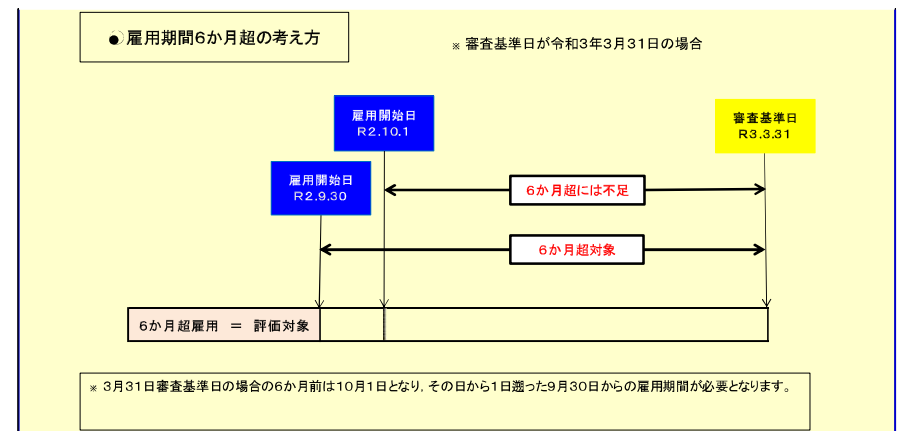


旧

確認書類

- ① 保有する資格を証明する書面（別表【資格証明書一覧】（24ページ参照））
 - ※ 前年申請から変更がある者、新規に掲載する者について提出してください。
 - ※ 前年から変更がない場合は提出を省略できます。

ただし、**監理技術者証と監理技術者講習修了証は省略できません。**
- ② 常勤性を証明するもの（下記のいずれか）
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（【42】で添付）
 - ※ 該当者を蛍光ペンでマーキングしてください。
 - ※ 技術職員が10人以上の場合は、該当者の技術職員名簿の通番を氏名の横に記入してください。
 - ・ 厚生年金保険70歳以上被用者 標準報酬月額相当額決定のお知らせ
 - ・ 住民税の特別徴収に係る届け出又は役員給与等の内訳書
 - ※ 健康保険・厚生年金未加入者について、提出してください。
- ③ 6か月超の雇用期間を証明するもの（下記のいずれか）
 - ※ 新規に掲載する者について提出してください。**前年から変更がない技術者は不要です。**
 - ・ 健康保険被保険者証（記号・番号・保険者番号を黒塗り）
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 - ・ 役員給与等の内訳書又は賃金台帳及び出勤簿を審査基準日を含む7か月分
- ④ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（62ページ参照）、就業規則又は労働協約
 - ※ 対象者がいる場合のみ。



その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4 1 1	3	1.有、2.無、3.適用除外
健康保険加入の有無	4 2 1	3	1.有、2.無、3.適用除外
厚生年金保険加入の有無	4 3 1	3	1.有、2.無、3.適用除外
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1	3	1.有、2.無
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1	3	1.有、2.無
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1	3	1.有、2.無
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 1	3	1.該当、2.非該当
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 1	3	1.該当、2.非該当
CPD単位取得数	4 9	3	CPD単位算出補助表の合計欄の単位数を記入すること。
技能レベル向上者数	5 0	3	技能者名簿で「レベル向上」欄に○が記載されている者の数
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1	3	1.えるぼし認定（1段階目）、2.えるぼし認定（2段階目）、3.えるぼし認定（3段階目）、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2	3	1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3	3	1.ユースエール認定、2.非該当
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4	3	1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当

【満年齢の考え方】
審査基準日の翌日が35歳の誕生日の日方は、基準日時時点で満35歳となるため若年技術職員には含まれません。
※ 民法第143条第2項適用

技術職員名簿に記載の技術者数+技術職員名簿に未記載のCPD単位取得者の人数

技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)
10 (人) 2 (人) 20%

新規若年技術職員数(C) 新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人) 10%

技能者名簿で「レベル向上」欄に○が記載されている者の数

技能者名簿の「控除対象」欄に○が記載されている者の数

審査基準日が令和5年8月13日以前の場合は「3」を記入すること。

建設業の営業継続の状況

営業年数	5 5	3	2 5 (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6	3	2 (1.有、2.無)

初めて許可（登録）を受けた年月日 休業等期間 備考（組織変更等）
1 0 年 1 1 月 1 8 日 年 月 日

再生手続又は更生手続開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手続結了決定日
令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 7	3	1 (1.有、2.無)
------------	-----	---	-------------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 8	3	2 (1.有、2.無)
指示処分の有無	5 9	3	2 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6 0	3	1.会計監査人の設置、2.会計参りの設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無
公認会計士等の数	6 1	3	1 (人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 2	3	2 (人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）	6 3	3	0 0 0 0 0 0 0 0 (千円)
-------------	-----	---	----------------------

審査対象事業年度 調査対象事業年度の前期調査対象事業年度
(千円) (千円) (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 4	3	1 0 (台)
----------------	-----	---	---------

建設機械の保有状況一覧表に記載した台数

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション2.1の認証の有無	6 5	3	1 (1.有、2.無)
ISO9001の登録の有無	6 6	3	1 (1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	6 7	3	1 (1.有、2.無)

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4 1 1	3	1.有、2.無、3.適用除外
健康保険加入の有無	4 2 1	3	1.有、2.無、3.適用除外
厚生年金保険加入の有無	4 3 1	3	1.有、2.無、3.適用除外
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1	3	1.有、2.無
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1	3	1.有、2.無
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1	3	1.有、2.無
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 1	3	1.該当、2.非該当
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 1	3	1.該当、2.非該当
CPD単位取得数	4 9	3	CPD単位算出補助表の合計欄の単位数を記入すること。
技能レベル向上者数	5 0	3	技能者名簿で「レベル向上」欄に○が記載されている者の数
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1	3	1.えるぼし認定（1段階目）、2.えるぼし認定（2段階目）、3.えるぼし認定（3段階目）、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2	3	1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3	3	1.ユースエール認定、2.非該当
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4	3	1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当

CPD単位算出補助表に記載の技術者数。CPD単位取得者がいない場合は技術職員名簿に記載の人数

技術職員数(A) 若年技術職員数(B) 若年技術職員の割合(B/A)
10 (人) 2 (人) 20%

新規若年技術職員数(C) 新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人) 10%

技能者名簿で「レベル向上」欄に○が記載されている者の数

技能者名簿の「控除対象」欄に○が記載されている者の数

審査基準日が令和5年8月13日以前の場合は「3」を記入すること。

建設業の営業継続の状況

営業年数	5 5	3	2 5 (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6	3	2 (1.有、2.無)

初めて許可（登録）を受けた年月日 休業等期間 備考（組織変更等）
1 0 年 1 1 月 1 8 日 年 月 日

再生手続又は更生手続開始決定日 再生計画又は更生計画認可日 再生手続又は更生手続結了決定日
令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無	5 7	3	1 (1.有、2.無)
------------	-----	---	-------------

法令遵守の状況

営業停止処分の有無	5 8	3	2 (1.有、2.無)
指示処分の有無	5 9	3	2 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況	6 0	3	1.会計監査人の設置、2.会計参りの設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無
公認会計士等の数	6 1	3	1 (人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 2	3	2 (人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）	6 3	3	0 0 0 0 0 0 0 0 (千円)
-------------	-----	---	----------------------

審査対象事業年度 調査対象事業年度の前期調査対象事業年度
(千円) (千円) (千円)

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数	6 4	3	1 0 (台)
----------------	-----	---	---------

建設機械の保有状況一覧表に記載した台数

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション2.1の認証の有無	6 5	3	1 (1.有、2.無)
ISO9001の登録の有無	6 6	3	1 (1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	6 7	3	1 (1.有、2.無)

新

旧

CPD單位算出補助表

[illegible]

CPD單位算出補助表

[illegible]

経営規模等評価申請書／総合評定値請求書 提出書類チェックリスト

許可番号 04-	許可業者名
担当者氏名	電話番号
F A X	e-mail

結果通知書の受取方法 ☐ 代理人行政書士宛て郵送
(送付先と会社名・許可番号を記載した長 3 封筒同封)
☐ 結果通知当日に県庁受け取り
(指定しない場合又は返信用封筒の同封がない場合は申請者宛て郵送します。)

提出書類には✔又は■を、提出しない書類には×を付け、提出書類に同封してください。
提出書類は、本チェックリストの順に並べて提出してください。

【申請関係書類】

- ☐ 収入証紙貼付用紙
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票
※ 受付票の返送を希望する場合のみ。代理人が複数件申請する場合は、建設業者ごとに1枚作成すること。）
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）1 枚目
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）2 枚目
- ☐ 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）
- ☐ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- ☐ 技術職員名簿（別紙二）
- ☐ C P D 単位算出補助表
- ☐ 技能者名簿（様式第 5 号（改））
- ☐ 建設機械の保有状況一覧表（別表 1）
- ☐ 経営状況分析結果通知書（規則様式第 2 5 号の 1 3）【原本】
- ☐ 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- ☐ 消費税納税証明書（その 1）【原本】
- ☐ 委任状（行政書士が代理申請する場合）

経営規模等評価申請書／総合評定値請求書 提出書類チェックリスト

許可番号 04-	許可業者名
担当者氏名	電話番号
F A X	e-mail

結果通知書の受取方法 ☐ 代理人行政書士宛て郵送
(送付先と会社名・許可番号を記載した長 3 封筒同封)
☐ 結果通知当日に県庁受け取り
(指定しない場合は申請者宛て郵送します。)

提出書類には✔又は■を、提出しない書類には×を付け、提出書類に同封してください。
提出書類は、本チェックリストの順に並べて提出してください。

【申請関係書類】

- ☐ 収入証紙貼付用紙
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書申請受付票
※ 受付票の返送を希望する場合のみ。代理人が複数件を一括して提出する場合は、1枚にまとめること
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）1 枚目
- ☐ 経営規模等評価申請書／総合評定値請求書（規則様式第 2 5 号の 1 4）2 枚目
- ☐ 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）
- ☐ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）
- ☐ 技術職員名簿（別紙二）
- ☐ C P D 単位算出補助表
- ☐ 技能者名簿（様式第 5 号（改））
- ☐ 建設機械の保有状況一覧表（別表 1）
- ☐ 経営状況分析結果通知書（規則様式第 2 5 号の 1 3）【原本】
- ☐ 課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書第一表
- ☐ 消費税納税証明書（その 1）【原本】
- ☐ 委任状（行政書士が代理申請する場合）

【確認書類】（全て【写し】を提出）

1 工事種類別（元請）完成工事高

- ☐ 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）
- ※ 申請業種にプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事を含む場合のみ。

2 その他の審査項目（社会性等）（別紙 3）

項番 4 1

- ☐ 労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険） または 労働保険料等納入通知書（雇用保険）
- ☐ 労働保険料等保険料領収書（指定された時期の領収印があるもの）または引落しの通知等

項番 4 2

- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（被保険者整理番号をマスキング）
- ※ 技術職員名簿記載者、技能者名簿記載者、公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者の
氏名を蛍光ペンでマーキングすること

【3.適用除外】の場合

- ☐ 適用除外承認証（法人事業所の場合）
- ☐ 国民健康保険（組合）被保険者証

項番 4 4

- ☐ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

項番 4 5

- ☐ 退職一時金制度への加入を証明する書面（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度等又は
労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）
- ☐ 企業年金制度への加入を証明する書面（厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金等）

項番 4 6

- ☐ 法定外労働災害補償制度の保険証券等
- ※ ① 1～7等級別補償、② 通勤災害補償、③ 下請事業者含めて補償の3点記載箇所を蛍光ペンでマーキングすること

項番 5 1

- ☐ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番 5 2

- ☐ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番 5 3

- ☐ ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

項番 5 4

- ☐ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書（様式第 6 号）

【確認書類】（全て【写し】を提出）

1 工事種類別（元請）完成工事高

- ☐ 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）
- ※ 申請業種にプレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事を含む場合のみ。

2 その他の審査項目（社会性等）（別紙 3）

項番 4 1

- ☐ 労働保険概算・確定保険料申告書（雇用保険） または 労働保険料等納入通知書（雇用保険）
- ☐ 労働保険料等保険料領収書（指定された時期の領収印があるもの）または引落しの通知等

項番 4 2

- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（被保険者整理番号をマスキング）
- ※ 技術職員名簿記載者、技能者名簿記載者、公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理試験合格者の
氏名を蛍光ペンでマーキングすること

【3.適用除外】の場合

- ☐ 適用除外承認証（法人事業所の場合）
- ☐ 国民健康保険（組合）被保険者証

項番 4 4

- ☐ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営事項審査申請用）

項番 4 5

- ☐ 退職一時金制度への加入を証明する書面（中小企業退職金共済制度、特定退職金共済団体制度等又は
労働協約、就業規則（表紙・該当箇所）及び退職金規程）
- ☐ 企業年金制度への加入を証明する書面（厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）、確定給付企業年金等）

項番 4 6

- ☐ 法定外労働災害補償制度の保険証券等
- ※ ① 1～7等級別補償、② 通勤災害補償、③ 下請事業者含めて補償の3点記載箇所を蛍光ペンでマーキングすること

項番 5 1

- ☐ えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番 5 2

- ☐ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定の基準適合一般事業主認定通知書

項番 5 3

- ☐ ユースエール認定の基準適合事業主認定通知書

項番 5 4

- ☐ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書（様式第 6 号）

項番 5 8

- ☐ 防災協定締結団体加入証明書（審査基準日を明記したもの）
- ☐ 防災協定書 （引きの防災協定一覧に記載が無い場合）

項番 6 0

- 【1. 会計監査人の設置】【2. 会計参与の設置】の場合
 - ☐ 登記事項証明書
 - ☐ 有価証券報告書、監査報告書又は会計参与報告書
- 【3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出】の場合
 - ☐ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第 2 号）

項番 6 1、6 2

- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1 級・2 級登録経理試験の合格証書又は登録証
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1 級・2 級登録経理の講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（項番 4 2 で添付）

項番 6 4

- ☐ 建設機械リース契約書 ※ リースにより建設機械を所持している場合
- ☐ 建設機械売買契約書 ※ 前年申請から変更（追加）がある場合
- ☐ 建設機械自主点検表（機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所）、移動式クレーン検査証、自動車検査証

項番 6 5・6 6・6 7

- ☐ エコアクション 2 1 の認定・登録証
- ☐ ISO 認証登録証明書

3 技術職員名簿・技能者名簿

★毎年提出

- ☐ 監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、登録基幹技能者講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（項番 4 2 で添付）
- ☐ 健康保険非加入者の常勤性を証明するもの（住民税の特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等）
- ☐ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第 3 号）、就業規則又は労働協約

★前年から変更・追加となった技術者・資格について提出

- ☐ 保有する資格を証明する書面（合格証明書、講習修了証、卒業証明書（学歴要件による場合））
- ☐ 実務経験証明書（規則様式第 9 号）
- ☐ 健康保険証の写し（記号・番号・保険者番号をマスキング）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ☐ 住民税特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等常勤性及び 6 か月超の雇用期間を証明するもの
 - ※ 役員かつ 75 歳以上の技術職員等、健康保険・雇用保険による証明ができない場合

★該当者がいる場合に提出

- ☐ CPD 単位取得者の取得単位数を証明する書類 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）
- ☐ 能力評価（レベル判定）結果通知書 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）

項番 5 8

- ☐ 防災協定締結団体加入証明書（審査基準日を明記したもの）
- ☐ 防災協定書 （引きの防災協定一覧に記載が無い場合）

項番 6 0

- 【1. 会計監査人の設置】【2. 会計参与の設置】の場合
 - ☐ 登記事項証明書
 - ☐ 有価証券報告書、監査報告書又は会計参与報告書
- 【3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出】の場合
 - ☐ 経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第 2 号）

項番 6 1、6 2

- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1 級・2 級登録経理試験の合格証書又は登録証
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1 級・2 級登録経理の講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（項番 4 2 で添付）

項番 6 4

- ☐ 建設機械リース契約書 ※ リースにより建設機械を所持している場合
- ☐ 建設機械売買契約書 ※ 前年申請から変更（追加）がある場合
- ☐ 建設機械自主点検表（機械の型式及び検査年月日が表示されている箇所）、移動式クレーン検査証、自動車検査証

項番 6 5・6 6・6 7

- ☐ エコアクション 2 1 の認定・登録証
- ☐ ISO 認証登録証明書

3 技術職員名簿・技能者名簿

★毎年提出

- ☐ 監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証
- ☐ 被保険者標準報酬決定通知書（項番 4 2 で添付）
- ☐ 健康保険非加入者の常勤性を証明するもの（住民税の特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等）
- ☐ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第 3 号）、就業規則又は労働協約

★前年から変更・追加となった技術者・資格について提出

- ☐ 保有する資格を証明する書面（合格証明書、講習修了証、卒業証明書（学歴要件による場合））
- ☐ 実務経験証明書（規則様式第 9 号）
- ☐ 健康保険証の写し（記号・番号・保険者番号をマスキング）又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ☐ 住民税特別徴収に係る届出書、役員給与等の内訳書等常勤性及び 6 か月超の雇用期間を証明するもの
 - ※ 役員かつ 75 歳以上の技術職員等、健康保険・雇用保険による証明ができない場合

★該当者がいる場合に提出

- ☐ CPD 単位取得者の取得単位数を証明する書類 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）
- ☐ 能力評価（レベル判定）結果通知書 ※ 認定機関の証明に限る（画面ハードコピー等不可）

提出前に必ず確認してください！

- ☐ 申込票はメールで送信済みですか？（許可番号等に誤りがないか確認してください。）
- ☐ 工事種類別（元請）完成工事高の【項番34】審査対象事業年度・完成工事高の合計に記載の額が、課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書の①課税標準の額を超えていませんか？
- ※ 建設業の売上である完成工事高が、建設の事業収入を含む課税標準額を超えることは原則ありません。**
- ※ 完成工事高が、課税標準額を超える場合は、その旨を説明する資料（体裁は問いません。）が必要です。
（工事進行基準を採用しており、出来高分の課税を完成後に一括して申告する場合や、JVからの協定給与を不課税処理とするなど。）
- ☐ 指定された時期の雇用保険の領収書を添付していますか？
（例）審査基準日 3月31日 ⇨ 1月31日引落し分の通知
- ☐ **消費税**の確定申告書の**第1表**を添付していますか？
（消費税の確定申告書の第二表や、法人税の確定申告書を添付していませんか？）
- ☐ 法定外労働災害の保険証券等には下記の内容が記載されていますか？
- ☐ **通勤災害**も対象としていること
- ☐ **下請負人**の職員も補償対象としていること
- ☐ **死亡及び後遺傷害等級1級から7級**までを対象としていること
- ☐ 防災協定の加入証明書に記載の期日が審査基準日と一致していますか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の合格証は添付しましたか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証は添付しましたか？
（修了証はR5、3、31までは省略可）
- ☐ 上記対象者の標準報酬決定通知書は添付しましたか？
（上記3点は前回から変更無くても添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証は全員分添付しましたか？（前回から変更無しでも添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証の交付年月日、講習受講年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
- ☐ 監理技術者資格者証、講習受講修了証は審査基準日時点で有効期間内ですか？
（新しすぎたり、古すぎる監理技術者資格者証を添付していませんか？）
- ☐ 建設機械の特定自主検査実施年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
（審査基準日以降の（新しすぎる）特定自主検査記録表を添付していませんか？）

最後に、このチェックリストの同封も忘れずに！

提出前に必ず確認してください！

- ☐ 申込票はメールで送信済みですか？
- ☐ 工事種類別（元請）完成工事高の【項番34】審査対象事業年度・完成工事高の合計に記載の額が、課税期間分の消費税及び地方消費税確定申告書の①課税標準の額を超えていませんか？
- ※ 建設業の売上である完成工事高が、建設の事業収入を含む課税標準額を超えることは原則ありません。**
- ※ 完成工事高が、課税標準額を超える場合は、その旨を説明する資料（体裁は問いません。）が必要です。
（工事進行基準を採用しており、出来高分の課税を完成後に一括して申告する場合や、JVからの協定給与を不課税処理とするなど。）
- ☐ 指定された時期の雇用保険の領収書を添付していますか？
（例）審査基準日 3月31日 ⇨ 1月31日引落し分の通知
- ☐ **消費税**の確定申告書の**第1表**を添付していますか？
（消費税の確定申告書の第二表や、法人税の確定申告書を添付していませんか？）
- ☐ 法定外労働災害の保険証券等には下記の内容が記載されていますか？
- ☐ **通勤災害**も対象としていること
- ☐ **下請負人**の職員も補償対象としていること
- ☐ **死亡及び後遺傷害等級1級から7級**までを対象としていること
- ☐ 防災協定の加入証明書に記載の期日が審査基準日と一致していますか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の合格証は添付しましたか？
- ☐ 公認会計士、会計士補、税理士、1級・2級登録経理の講習修了証は添付しましたか？
（修了証はR5,3,31までは省略可）
- ☐ 上記対象者の標準報酬決定通知書は添付しましたか？
（上記3点は前回から変更無くても添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証は全員分添付しましたか？（前回から変更無しでも添付が必要です。）
- ☐ 監理技術者資格者証の交付年月日、講習受講年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
- ☐ 監理技術者資格者証、講習受講修了証は審査基準日時点で有効期間内ですか？
（新しすぎたり、古すぎる監理技術者資格者証を添付していませんか？）
- ☐ 建設機械の特定自主検査実施年月日は、審査基準日以前の日付ですか？
（審査基準日以降の（新しすぎる）特定自主検査記録表を添付していませんか？）

最後に、このチェックリストの同封も忘れずに！

提出前に必ず確認してください！

- ☐ 【注意】原則、建設業退職金共済事業加入・履行証明書などの添付資料を後から提出することはお認めしておりません。全ての書類が揃った状態で送って頂くようにお願いいたします。
- ☐ 工事種類別（元請）完成工事高のそれぞれの事業年度の金額は、決算変更届の「直前3年の各事業年度における工事施工金額」に記載の金額と一致していますか？
※ **業種コードの未記入や、事業年度がずれる記載ミス**が非常に多くなっております。点数に大きく関わる部分ですので、十分確認したうえで提出をお願いいたします。
- ☐ 技術職員名簿に記載した有資格区分コードは、申請する業種コードと対応していますか？
※ **必ず全員分**の有資格区分コードと業種コードが対応しているかを確認してください。
- ☐ 「その他の審査項目（社会性等）」において、**空欄の部分はありませんか？**
（「2.無」「2.非該当」の場合や該当者0人の場合も、空欄にせず記入をお願いします。）
- ☐ 【項番49】のCPD単位取得数は、CPD単位算出補助表のExcelシートで換算された単位数を記入していますか？